

北九州空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.1	募集要項 1P 16行目 2.(2)事業期間	事業期間満了前に取消日をもって事業期間が終了した場合、営業者が投資した設備機器等は、買取頂けるとの理解でよいでしょうか。	取消事由が国の責任の場合は、補償されますが、営業者が原因となる場合は補償されません。なお、駐車場管制機器や外灯等の営業者が設置した機器の事業終了後の取り扱いは、別添1（参考）注のとおり取り扱うことを想定しています。
No.2	募集要項 1P 16行目 2.(2)事業期間	事業期間満了前に取消日をもって事業期間が終了した場合は、違約金等、営業者へ何らかの補填があるとの理解でよいでしょうか。	No.1のとおり
No.3	募集要項 1P 20行目 2.(2)事業期間	「事業者の更新の申請より、事業期間を更新することができる。」とありますが、この「事業者」とは「営業者」という理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。誤記のため募集要項の修正を行います。
No.4	募集要項 1 1P 18行目 (2) 施設及び配置①	駐車台数について「現況の駐車枠数を基準とする」とあります。この度のコロナ禍及び今後もコロナ以外の感染症などの蔓延を含む止むを得ない事由で空港利用者の急減が発生しないとも言い切れません。このような事象が発生した際、お借りする駐車枠を少なくすることで借地料の負担を軽減する等、営業者のリスク低減につき国と協議させて頂く事は可能でしょうか。	要求水準を満たす形での提案については可能です。なお、自然災害等による営業補償は想定していません。
No.5	募集要項 1 1P 22行目 (2) 施設及び配置③	「駐車場運営に必要な機器等は事業者で準備する」とありますが、国が有償で提供する施設に関して貸付額が示されておりません。国が有償で提供する施設の使用料は土地使用料に含まれるとの認識でよいでしょうか。土地使用料とは別に加算される場合は収支計画作成の為、計算式をご教示願います。	P13で示す国有地の使用料には、有償で提供する施設の使用料は含まれておりません。貸付額（土地及び有償で提供する施設）については、不動産鑑定評価により算定を行い計算されるため、現時点において示すことは出来ません。

北九州空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.6	<p>募集要項</p> <p>11P 22行目</p> <p>(2) 施設及び配置③</p>	<p>利用者サービス向上の為に駐車管制機器や外灯等を更新する事を考えていますが、今回は事業期間が3年(最大6年)となっている上、国のご都合で事業期間が短縮される可能性があるという条件の為、償却期間の設定について悩んでいます。</p> <p>駐車管制機器等は通常6~7年で償却させることが一般的と存じますが、これを3年の事業期間内で償却させる場合、利用料金が大幅に高くなってしまふこととなりますが、事業期間終了後に国に簿価で買取り頂けるのであれば選択肢が広がります。事業終了時、国側もしくは次の事業者に簿価で買取り頂くことは可能でしょうか。</p>	No.1のとおり
No.7	<p>募集要項</p> <p>11P 25行目</p> <p>12.(2)③貸付額</p>	<p>貸付額について、算定される計算式ないしは現時点での事業者の期末帳簿価格を参考として、概算金額をお示し頂けないでしょうか。</p>	No.5のとおり
No.8	<p>募集要項</p> <p>11P 28行目</p> <p>(2) 施設及び配置④</p>	<p>現在の駐車場路面の区画線及び誘導サイン表示は既に引き直しが必要な程度まで劣化していると思慮しますが、現事業者にて2021年3月までに引き直しが予定されているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	貴見のとおり
No.9	<p>募集要項</p> <p>11P 31行目</p> <p>(2) 施設及び配置⑥</p>	<p>交通弱者に対する「ふくおか・まごころ駐車場制度」の協力施設としての登録が求められていますが、身体障害者用の20台分を使って登録していくとの理解で良いでしょうか。</p> <p>それとも身体障害者用の20台分とは別に設置が必要という意味でしょうか。</p>	貴見のとおり身体障害者用の20台分を使って登録していくものと考えております。
No.10	<p>募集要項</p> <p>12P 3行目</p> <p>12.(3) 駐車場拡張</p>	<p>「年間満車日数が65日を超過した場合は、立体駐車場化を含め駐車場拡張整備に向けて当局と十分に協議を行い、適切に対応すること。」とありますが、事業期間も短いことから、この駐車場の拡張整備に係る費用は、貴局が負担するとの理解でよいでしょうか。</p>	拡張整備の内容を含め国と営業者の協議となります。

北九州空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.11	募集要項 1 2P 6行目 (3) 運営及び維持管理 ③	駐車場拡張用地を利用した臨時駐車場について、当日の利用申請も可能でしょうか。 収支計画に必要になりますので利用申請のルール（申請期限や使用料など）をお示し願います。	利用申請のルールについては、募集要項P13国有財産に係る手続きのとおりとなり、事前の申請が必要となります。
No.12	募集要項 1 2P 6行目 (3) 運営及び維持管理 ③	前もって申請した臨時駐車場について使用不要となった場合、当日でもキャンセルは可能でしょうか。 (使用料はキャンセル料なく返還いただけますか?)	No.11のとおり
No.13	募集要項 1 2P 6行目 (3) 運営及び維持管理 ③	臨時駐車場に「夜間照明を設ける」との指定がございますが、駐車場拡張用地にイベント用電源などは設置されていますでしょうか。	電源等の設置はしておりません。
No.14	募集要項 1 2P 6行目 (3) 運営及び維持管理 ③	臨時駐車場に「夜間照明を設ける」との指定がございますが、現駐車場で照明の増設が可能でしょうか（電源容量に余裕はあるのでしょうか）。	利用者の利便性の向上等に関する取り組みについては、要求水準を満たした上で、事業計画等に関する事項として必要となる容量を検討いただき、応募者から提案していただく内容となります。
No.15	募集要項 1 2P 6行目 (3) 運営及び維持管理 ③	参考資料として開示頂いている現事業者の所有物一覧に夜間照明がございませんが、これまでどのように（事業者にて必要時に持込み or 国側に使用料を払って借用 など）対応されてこられたのか設置されていた照明の台数・発電機の燃料種類を含めてご教示願います。	質問の情報は、当局への報告事項とはなっておらず、開示できる資料がありません。

北九州空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.16	募集要項 12P 7行目  12.(3)臨時駐車場	「オーバーフローすると見込まれる時は駐車場拡張用地を利用した臨時駐車場を設置しなければならない。」とありますが、オーバーフローすることの事前予測が難しい場合は、駐車場拡張用地の使用については、事後申請することによいでしょうか。	No.11のとおり
No.17	募集要項 12P 13行目  12.(4)料金設定	月極駐車料金は審査事項にはありませんが、現在の月極駐車料金よりも高く設定してもよいでしょうか。	料金設定については、事業計画等に関する事項において、要求水準を満たして応募者から提案していただく内容となります。なお、駐車場利用料金（月額駐車料金を含む）の設定（上限額）は、空港管理規則第16条に基づき、承認事項となっております。
No.18	募集要項 12P 30行目  (3) 営業に係る料金 (駐車料金)の承認申請	料金審査の結果、当局が定める利益率を超過している場合、申請者に対して当該料金の見直しを求められることがあるとのことですが、利益率及び計算方法について予め開示願います。	総務省が実施する経済センサスの数値を基に算出しており、2020期は、9.3%でした。 2021期については、同年度中に決定予定です。
No.19	募集要項 12P 32行目  13.(3)料金審査	当局が定める利益率について、お示し願います。	No.18のとおり
No.20	募集要項 12P 32行目  13.(3)料金審査	当局が定める利益率を超過している場合は、料金の見直しを求められることがあるとありますが、逆に利益率が下回った場合、営業者は提案した料金設定の見直しが可能でしょうか。	営業車が承認を受けた駐車場利用料金(上限額)以内であれば、料金設定額を引き上げることは可能です。 ただし、承認を受けた上限額を上回る場合、空港管理規則第16条に基づき、承認を得る必要があります。

北九州空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.21	<p>募集要項</p> <p>1 3P 1 2行目</p> <p>(1) 国有地一時使用について③</p>	<p>別冊1 3. 駐車場用地概要では駐車場拡張用地の全体敷地面積は約26,288㎡とあり、募集要項1 3頁1 4. 国有財産に係る手続き③ 現事業者が使用していた広さは15,183.18㎡とのことですが、使用面積は借りる都度㎡単位で申請可能との理解で差支えございませんでしょうか。</p>	<p>原則、臨時駐車場として1回に借りる面積は、15,183.18㎡となります。但し、営業者によって使用範囲の特定措置（柵等を用い）をするのであれば使用範囲を変更することは可能です。</p>
No.22	<p>募集要項</p> <p>1 3P 1 2行目</p> <p>(1) 国有地一時使用について③</p>	<p>駐車場拡張用地として借りる範囲は今後も15,183.18㎡で良いでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり</p>
No.23	<p>募集要項</p> <p>1 3P 1 2行目</p> <p>(1) 国有地一時使用について③</p>	<p>令和2年度の国有地使用料（概算）は、約83,978万円/年とありますが、誤記ではございませんでしょうか。</p>	<p>誤記です。正確には約83,978千円となります。募集要項の修正を行います。</p>
No.24	<p>募集要項</p> <p>1 3P 1 2行目</p> <p>(1) 国有地一時使用について③</p>	<p>令和3年度の国有地使用料は、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の収益額を基に算出されるとの見解でよいでしょうか。</p>	<p>No.5のとおり</p>
No.25	<p>募集要項</p> <p>1 3P 1 2行目</p> <p>(1) 国有地一時使用について③</p>	<p>収支計画作成の為、令和3年度の国有地使用料の見込み額を想定で結構ですとお示しいただけないでしょうか。※開示頂いている令和2年度の国有地使用料はコロナの影響が全く無かった時期の収益を基に算出された額であり、今後3年間の収支計画を作成する上では参考にすることが難しい状況です。</p>	<p>No.5のとおり</p>

北九州空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.26	募集要項 13P 12行目  (1) 国有地一時使用について③	国有地使用料の支払い時期をご教示願います。	通常は、国有地を使用する年度の6月頃となっております。但し、コロナ禍における令和2年度は令和3年1月となっております。
No.27	募集要項 13P 16行目  14.(1)臨時駐車場	臨時駐車場の使用面積が15183.18㎡とありますが、臨時駐車場の一部のみ使用することとして、使用面積を減らし、臨時駐車場の使用料を減額することは可能でしょうか。	No.21のとおり
No.28	募集要項 13P 19行目  14.(2)修繕費	国から有償で貸付を受ける施設の修繕は、国の負担との理解でよいでしょうか。	募集要項14.(2)①のとおり
No.29	情報の追加開示	令和2年北九州空港駐車場利用実績（速報値）ですが、当該資料では月極利用者による利用か一般の空港利用者による利用かの判断がつきません。 また、利用区分（時間）毎の内訳も判断が出来ません。収支計画作成に当たり現事業者との情報量の差が大きいと思慮します。恐れ入りますが以下の内容について開示をお願い致します。 ・月極利用者と一般利用者の台数の内訳 ・別添資料 別添3「北九州空港駐車場利用実績」の「時間別出場台数構成」で開示頂いているような時間別の出場台数の内訳 ・情報開示期間は令和2年1月～9月までではなく、10月分までを開示していただけないでしょうか。	「北九州空港駐車場利用実績」（1～10月）を開示します。なお、時間別集計については、年度報告事項となっております。現時点で開示できる資料がありません。
No.30	情報の追加開示	別添3「北九州空港駐車場利用実績」で現在開示頂いている情報では駐車料金の収入が幾らであったか判りかねます。平成27年度～平成31年度の駐車料金収入（利用区分（時間）毎の内訳を含む）をご教示願います。	駐車場収入は、以下の通りとなります。 なお、利用区分毎の内訳については、当局への報告事項とはなっており、開示できる資料がありません。 H27 272,158千円 H28 258,685千円 H29 276,076千円 H30 318,432千円 H31(R1) 323,827千円

北九州空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.31	情報の追加開示	別添3「北九州空港駐車場利用実績」の「時間別出場台数構成」で3日以上の利用区分が一括で表示されています。 4日まで、5日までという具合に1日単位の内訳を開示願います。	No.15のとおり
No.32	情報の追加開示	過去5年分の光熱水費をご教示願います。	No.15のとおり
No.33	情報の追加開示	駐車券などの消耗品費がどれ位発生したか過去5年分についてご教示願います。	No.15のとおり
No.34	コロナ禍による営業者のリスク低減に関するお願い	コロナ禍で飛行機の減便が続いており空港利用者は極端に減り、駐車場運営に関しても非常に厳しい営業環境であると推察されますが、今回の募集要項ではコロナ禍による救済措置に触れられていません。 国として救済措置は何かお考えでしょうか。 駐車場運営が窮地に陥った場合は土地使用料の減免など協議させて頂ける余地はございますか。	国土交通省が実施するコロナ禍における救済措置は、下記を確認ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku04_hh_000223.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku04_hh_000223.html</a>  土地使用料の減免については、No.4のなお書きのとおり。
No.35	イベント使用について	コロナ禍においても駐車場収入を安定していくために地元自治体や空港利用促進団体などが実施するイベントを駐車場用地内で行うことを考えていますが、そうした提案にそったイベントは実施可能か否か見解をお伺いします。	駐車場用地として確保された範囲であり、他の使用方法は想定していません。 なお、拡張用地の臨時駐車場以外の使用について協議は可能です。
No.36	緑地管理について	駐車場事業者が行う緑地管理箇所がございましたら、その管理箇所をお示しいただけないでしょうか。	本事業において国が指定して、営業者が行う緑地管理箇所はございません。